

新潟市立赤塚小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条において次のように規定されており、当校ではこの定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられている児童生徒の立場に立って行うものとする。「たった1回でも」「軽微に思われても」「いじめる意図がなくても」「いじめる側にそれなりの理由があっても」

上記の考え方のもと、当校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止の基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもち、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも『傍観者』として、いじめに加担していることを認識させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 児童会活動の活発化

- ・ いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
- ・ 地域ぐるみのあいさつ運動を推進する。

② 道徳の時間を中核とした心の教育の推進

- ・ 自己肯定感を育てる取組を重要課題として位置付け、教科書『きみがいちばんひかるとき』等を活用して心と心の連携を図る。
- ・ よいところを見つけ、ほめる取組を学校全体で推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動の充実

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 縦割り班（青空班）活動や異年齢交流
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動

② 人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング活動

- ・ SGE（構成的グループエンカウンター）やSST（ソーシャルスキルトレーニング）を行い、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② 気になる児童がいる場合には、学年部や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③ 様子に変化がみられる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童の安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談で当該児童から悩み等を聞き、児童と一緒に問題の早期解決を図る。

④ インターネットや通信型ゲーム機、スマートフォン等を通じた、見えにくい「いじめ」にも注意を払い、家庭への啓発や連携を深めるようにする。

⑤ 「学校生活アンケート」や「困っていることないかなアンケート」を年3回以上実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、管理職や生活指導主任を中心に、すばやく「いじめ対応ミーティング」を開催し、情報の共有と対応の共通理解を図る。その後、必要に応じて校長以下すべての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。

② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 必要に応じて、学校内だけでなく専門機関等と協力して解決にあたる。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組や経過について丁寧な説明を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。
- ② 学校と家庭で十分な解決が図りにくい場合は、いじめ問題などの関係機関の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織（組織図・体制等の詳細は別紙）

① 校内いじめ対応ミーティング

いじめの状況についての報告を受け、メンバーの情報共有、共通理解を図り、解決に向けて早く行動する。状況が深刻であれば、いじめ不登校対策委員会を設置し、協議、対処する。

② いじめ不登校対策委員会

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、管理職・教務主任・生活指導主任・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任・スクールカウンセラー等によるいじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭、地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、状況によってはいじめ対応ミーティングやいじめ不登校対策委員会を開催し、迅速に支援体制をつくり対応を行う。また必要に応じて、拡大いじめ対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任・PTA会長・学校医・主任児童委員）を開催し、対応を協議・実施する。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。